

以下のすべてに該当する場合、本紙を提出することで、施設等利用給付認定を受けることができます。

- ☐ ①就労要件（週平均4日以上かつ1日平均概ね4時間以上（月64時間以上））を満たして認可外保育施設等に入園したが、所得制限により施設等利用給付認定3号（新3号）の申請対象外である。
- ☐ ②現在も①と同じ認可外保育施設等を利用中である。
- ☐ ③施設等利用給付認定2号（新2号）の認定開始日時点で、法に基づく育児休業中または法に基づかない産前・産後・育児に伴う休業中（元の職場に復帰できる場合）である。
- ☐ ④③の休業期間終了後も、引き続き同じ認可外保育施設等を利用する。
- ☐ ⑤出産した子が満2歳になる月の末日までに復職する。

在園証明書

休業取得者 氏名 _____

利用児童との続柄 _____

①施設独自の様式で在園状況を証明できない場合

→以下の内容を在園施設でご記入いただき、提出してください。

（宛先）箕面市教育委員会教育長

以下のとおり、本施設に在園していることを証明します。

在園児童氏名	
生 年 月 日	年 月 日
在 園 施 設 名	
入 園 日	年 月 日

証 明 日 年 月 日

施 設 所 在 地

施 設 名

施 設 長 名

②施設独自の様式で在園状況を証明できる場合

→在園施設で発行する証明書を提出してください。ただし、①の証明内容を網羅している場合に限りです。

→発行から6か月以内のものに限りです（写しでも可）。